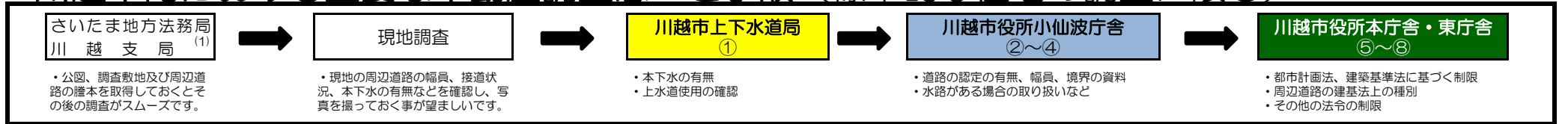


# 川越市内における主要な不動産調査窓口と手順（標準的な住宅の調査に限る）

平成30年4月現在



## 上下水道局

**飲用水・排水施設の整備状況を調べる。**

① **上下水道局**

給水サービス課 049-223-3071  
下水道課 049-223-0331

- 給水サービス課(1階)・・・上水道の確認、加入金
- 下水道課(1階)・・・本下水の確認※、雨水抑制協議(関係課③)  
※下水道未整備区域の排水について⇒関係課③④⑥  
受益者負担金について

## 小仙波庁舎

### 道路・河川、水路を調べる。

② **建設管理課**

小仙波庁舎 2階 049-224-5987  
kensetsukanri@city.kawagoe.saitama.jp

- 公道・私道の別
- 道路台帳の写し(現況幅員、市道番号)
  - ・県道、国道254、407号⇒川越県土整備事務所<sup>(2)</sup>
  - ・国道16号⇒大宮国道事務所<sup>(3)</sup>
- 官民境界における道路の幅員  
建基法上の道路種別判定時に必要です。以下の資料を持って⑥建築指導課で照会を受けてください。
  - 道路台帳
  - 境界確認、寄附、国土調査等前面道路の官地の幅員が分かる資料(以後「境界等の資料」)。
  - 道路と水路がある場合には、幅員の内訳。
  - 敷地前面の境界確認がない場合には同じ路線上の他の部分の境界等の資料。又は管理幅の解釈。
- 私道路用地の寄附、官地の払い下げについて

③ **河川課**

小仙波庁舎 2階 049-224-6041  
kasen@city.kawagoe.saitama.jp

- 河川・水路占用許可について
  - 道路と敷地の間に公団上水路があると、現況の有無に関わらず、原則として**出入りの為の許可**※が必要。\*
  - 本下水が無い区域で、合併浄化槽からの排水を水路に放流する場合は、**放流の許可**※が必要。\*(関係課④)
  - ※周辺に**河川課が管理する水路がある場合**に限る。
  - ※荒川右岸用排水土地改良区等で管理する水路もあります。
- 500㎡以上の敷地に関する雨水対策(関係課①)
- 洪水ハザードマップについて

④ **道路環境整備課**

小仙波庁舎 1階 049-224-6029

- 本下水がない区域における排水の放流先(関係課③)  
※周辺に**水路が無く道路に側溝がある場合**に限る。
- 道路占用許可、道路承認工事、道路組成や掘削規制

## 川越市役所本庁舎・東庁舎

### 敷地に関する制限を調べる。

⑤ **都市計画課**

本庁舎5階 049-224-5945  
toshikeikaku@city.kawagoe.saitama.jp

- 市街化区域・市街化調整区域(A地区・B地区の区域の確認)
- 都市計画道路、都市計画法53条許可
- 用途地域、防火・準防火地域、生産緑地地区、その他の地域地区
- 建ぺい率、容積率
- 地区計画
- 山田・宮元町、木野目、南田島地区内の道路後退行政指導について
- 立地適正化計画について

⑥ **建築指導課**

本庁舎5階 049-224-5974  
kenchikushido@city.kawagoe.saitama.jp

- 用途地域ごとの形態制限(市街化区域・市街化調整区域)
  - ・道路、隣地、北側斜線・絶対高さ・日影規制
- 法22条区域の指定
- 建築協定、最低敷地面積、壁面後退
- 私道の変更又は廃止の制限
- 建築基準法第42条の道路種別  
※道路種別照会の際には**境界等の資料(②建設管理課交付)**が必要です。
- 道路位置指定図、建築計画概要書の閲覧、写しの交付
- 台帳記載事項証明書書の交付
- 建築基準法第42条2項道路の後退に関する協議
- 合併浄化槽の人槽算定、排水の放流先(関係課①③④)、汲み取りの指導
- その他の届出等に関する協議
  - ・バリアフリー条例、・建築物省エネ法、・中高層建築物に関する届出、・建設リサイクル法
  - ・駐車場附置義務条例、・ワンルーム指導要綱、・長期優良住宅・低炭素建築物の認定
  - ・福祉のまちづくり条例、・耐震改修促進法、・定期報告制度

⑦ **開発指導課**

本庁舎5階 049-224-5978

- 市街化調整区域内の建築行為について
- 開発許可について
- 宅地造成規制法について

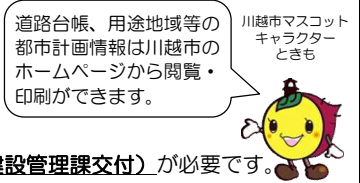
⑧ **その他**

本庁舎

- 都市景観課(本庁舎5階)・・・景観法、都市景観条例、屋外広告物条例、伝統的建造物群保存地区保存条例について
- 都市整備課(本庁舎5階)・・・区画整理に関することについて
- 防災危機管理室(本庁舎4階)・・・浸水履歴、土砂災害警戒区域等の照会  
地震ハザードマップについて

東庁舎

- 農業委員会事務局(東庁舎3階)・・・農地転用について
- 文化財保護課(東庁舎2階)・・・埋蔵文化財の確認について
- 学校管理課(東庁舎1階)・・・通学区域について



(1)さいたま地方法務局川越支局049-243-3824 (2)川越県土整備事務所049-243-2020 (3)大宮国道事務所048-669-1200

★注意★ この案内は標準的な不動産調査における照会窓口を示すものであり、全ての協議先を網羅しているものではありません。

